



2025年2月18日

各位

インフラファンド発行者名
東京インフラ・エネルギー投資法人
代表者名 執行役員 永森 利彦
(コード番号 9285)

管理会社名
東京インフラアセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 永森 利彦
問合せ先 執行役員財務企画本部長
兼 財務経理部長 真栄田 義人
(TEL: 03-6551-2833)

管理会社における利益超過分配に係る規程の一部変更に関するお知らせ

東京インフラ・エネルギー投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する管理会社である東京インフラアセットマネジメント株式会社は、本日、下記のとおり、社内規程である「利益超過分配に係る規程」（以下「本規程」といいます。）を変更し、分配方針（利益を超える金銭の分配）について一部変更を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

本投資法人は、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除して得た額をいいます。以下同じです。）の範囲内で行う金銭の分配に加え、一定の要件の下で、原則として毎期継続的に利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）を行う方針としています。

本投資法人が主な投資対象とする太陽光発電設備を取り巻く昨今の事業環境は大きく変化しております。また金融市場も大きな転換点を迎えています。こうした環境下、保有資産価値の維持向上を目的とした資本的支出、新たな物件取得、自己投資口取得及び借入金の一部繰上げ返済等をも視野に入れた、キャッシュマネジメント上の多様な選択肢を確保したうえで、最適な資金配分を可能とすべく本規程を見直すことといたしました。

本規程の変更が今後の本投資法人の長期安定的な成長及び中長期的な投資主価値の向上に資するものと本投資法人は考えています。

2. 変更内容

(1) 主な変更内容

毎期継続的な利益を超えた金銭の分配に関して、従来は減価償却費の40%を目途としていたものを、一時的な利益超過分配の分配額と合わせて法令等（一般社団法人投資信託協会の定める規則を含む。）に定める金額を上限とすることとします。

(2) 変更内容

以下に、変更箇所を含む利益超過分配に係る規程の一部を記載します。

(下線部は変更部分を示します。)

現行の利益超過分配に係る規程	変更後の現行の利益超過分配に係る規程
(前略)	(前略)
第2条（利益超過分配に係る基本方針）	第2条（利益超過分配に係る基本方針）



現行の利益超過分配に係る規程	変更後の現行の利益超過分配に係る規程
<p>当会社は、本投資法人につき、利益の範囲内で行う金銭の分配に加え、以下の方針に従い、原則として毎期継続的に利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）を行う方針とする。</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 当会社は、本投資法人につき、運用資産の特性や借入金等の資金調達を通じて確保される一定額以上の現預金残高（余剰現金）も考慮の上、財務の健全性の維持を十分に考慮した上で、長期修繕計画に基づき想定される各営業期間の資本的支出等に影響を及ぼさず、かつ、資金需要（投資対象資産の新規取得、保有資産の維持・向上に向けて必要となる資本的支出等、本投資法人の運転資金、債務の返済及び分配金の支払等）に対応するため、融資枠等の設定状況や中期的な減価償却費、繰延資産の金額と借入返済、資本的支出の金額のバランスを勘案の上、妥当と考える金額について、原則として、<u>毎期継続的に利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）として分配する。ただし、本投資法人の財務状態に悪影響を及ぼさない範囲で、かつ、当該営業期間の減価償却費の40%を目途とする。</u></p> <p>3 (中略)</p> <p>4 前2項にかかわらず、当会社は、国内外の経済環境、再生可能エネルギー発電事業に関する市場環境、本投資法人の財務状況その他の諸般の事情を総合的に勘案して、再生可能エネルギー発電設備の修繕や資本的支出への活用、借入金又は投資法人債の返済又は償還、新規物件の取得資金への充当、自己投資口の取得等の他の選択肢についても検討の上、利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）を実施せず、又は前2項の<u>目途又は上限より少ない金額の利益超過分配に留めることもできる。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>当会社は、本投資法人につき、利益の範囲内で行う金銭の分配に加え、以下の方針に従い、原則として毎期継続的に利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）を行う方針とする。</p> <p>1 (中略)</p> <p>2 当会社は、本投資法人につき、運用資産の特性や借入金等の資金調達を通じて確保される一定額以上の現預金残高（余剰現金）も考慮の上、財務の健全性の維持を十分に考慮した上で、長期修繕計画に基づき想定される各営業期間の資本的支出等に影響を及ぼさず、かつ、資金需要（投資対象資産の新規取得、保有資産の維持・向上に向けて必要となる資本的支出等、本投資法人の運転資金、債務の返済及び分配金の支払等）に対応するため、融資枠等の設定状況や中期的な減価償却費、繰延資産の金額と借入返済、資本的支出の金額のバランスを勘案の上、妥当と考える金額について、原則として、<u>毎期継続的に利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）として分配する。ただし、本投資法人の財務状態に悪影響を及ぼさない範囲で、かつ、次項の一時的な利益超過分配の分配額と合わせて法令等（投信協会の定める規則を含む。）に定める金額を上限とする。</u></p> <p>3 (中略)</p> <p>4 前2項にかかわらず、当会社は、国内外の経済環境、再生可能エネルギー発電事業に関する市場環境、本投資法人の財務状況その他の諸般の事情を総合的に勘案して、再生可能エネルギー発電設備の修繕や資本的支出への活用、借入金又は投資法人債の返済又は償還、新規物件の取得資金への充当、自己投資口の取得等の他の選択肢についても検討の上、利益を超えた金銭の分配（出資の払戻し）を実施せず、又は前2項の<u>上限より少ない金額の利益超過分配に留めることもできる。</u></p> <p>(後略)</p>

3. 変更日

2025年2月18日

4. 今後の見通し

本変更による2025年2月18日付公表の本投資法人2025年6月期運用状況の予想への影響はありません。

なお、本変更に関しましては、金融商品取引法、宅地建物取引業法その他適用ある法令・規則に従い、必要な届出等の手続を行います。また、本変更に伴う本投資法人規約の変更はございません。

以上



東京インフラ・エネルギー投資法人

※本投資法人のホームページアドレス：<https://www.tokyo-infra.com/>